

社会福祉法人新潟臨港福祉会

# 介護福祉士奨学金規程

平成 30 年 10 月 1 日施行

## 目次

第1条 (目的)	1
第2条 (奨学生・奨学金)	1
第3条 (募集時期)	1
第4条 (奨学生の資格)	1
第5条 (申請)	1
第6条 (連帯保証人)	1
第7条 (審査の流れと承認)	1
第8条 (契約)	1
第9条 (奨学金の貸与)	2
第10条 (奨学生の義務)	2
第11条 (異動届出)	2
第12条 (奨学金の休止及び停止)	2
第13条 (奨学金の再開)	2
第14条 (奨学金の免除)	2
第15条 (奨学金の取消し及び返還)	3
第16条 (特例事項)	3
第17条 (雑則)	3

## 第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人新潟臨港福祉会（以下「法人」という）が、介護福祉士修学資金に対する奨学金貸与に関し必要な事項を定める。

## 第2条（奨学生・奨学金）

本法人から学資の貸付を受ける者を「奨学生」といい、その学資を「奨学金」という。

## 第3条（募集時期）

申請は随時受け付けるものとする。ただし、当該年度の奨学金の決定人数は2名とし、上限に達した場合は募集の受け付けを終了する。

## 第4条（奨学生の資格）

奨学生は、介護福祉士国家資格の取得を目指し、卒業後に当法人の常勤職員として勤務することを希望する者で、当該資格の取得が可能な大学、短期大学及び専門学校に入学が決定した者又は在学中の者を対象とする。

2 反社会的勢力に該当しない者であること。

## 第5条（申請）

本規程により奨学金を希望する者は、次の書類を一括して当法人に提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（本人自筆・様式は問わない）
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 入学見込証明書又は在学証明書等（様式は問わない）
- (5) その他当法人が必要と認めたもの

## 第6条（連帯保証人）

申請をしようとする者は、次に掲げる連帯保証人を2名立てなければならない。

- (1) 第1連帯保証人は、父母又はこれに代わる者で独立の生計を営んでいること
- (2) 第2連帯保証人は、一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいること

## 第7条（審査の流れと承認）

本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- (1) 審査は、当法人選考委員会が書類審査及び面接により選考し、理事長が決定する。
- (2) 審査結果は、理事長が奨学生を決定したときは、奨学生採用通知書（様式第2号）により、貸与しないと決定したときは奨学生不採用通知（様式第3号）により、すみやかにその旨を本人に通知するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知を受理した後、すみやかに当法人理事長に対して、本規程の趣旨に沿って、奨学生の義務を遵守する旨の奨学生誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

## 第8条（契約）

奨学金の貸与を決定した場合は、法人と奨学生の間で、「修学資金貸与に関する契約書」を締結し、契約書（様式第6号）を作成する。

## 第9条（奨学金の貸与）

奨学金は、毎月指定された口座へ振り込みにより貸与する。振込日は、毎月1回、その月の21日（振込日が銀行その他の金融機関の休日にあたる場合は、その日前の最も近い休日でない日）とする。

2 貸与する額は介護養成校に就学する期間において月額の上限を5万円とする。

## 第10条（奨学生の義務）

奨学生は次に掲げる事項を義務とする。

- (1) 当法人の理念及び本奨学金の貸与の目的を理解し、資格取得を目標に勉学に励むこと
- (2) 奨学生は居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない
- (3) 当法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えなければならない

## 第11条（奨学生の辞退）

奨学生は、自己の都合により奨学金の貸与を辞退しようとする場合は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。なお、奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、奨学生辞退願（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生の辞退をした場合、本規程第16条に準じ、すでに貸与した奨学金全額を返還しなければならない。

## 第12条（異動届出）

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届出なければならない（様式第7号）。

- (1) 休学、退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人または連帯保証人の氏名住所に変更があったとき

## 第13条（奨学金の休止及び停止）

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を停止することがある。

## 第14条（奨学金の再開）

前条の規定により奨学金の休止又は停止された者が再開を希望する場合、申出により交付を再開することができる。

## 第15条（奨学金の免除）

次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還は免除される。

- (1) 卒業後、介護福祉士国家資格に合格し、次に掲げる期間に当法人の介護福祉士として勤務（夜勤含む）をした場合、奨学金の全額を免除する。ただし、疾病、災害、産前産後休暇、育児休業、介護休業等により勤務できなかった期間は、次に掲げる期間に参入しないものとする。

- ① 奨学金を受けた期間が1年未満の奨学生…2年間の勤務
- ② 奨学金を受けた期間が1年を超え2年までの奨学生…3年間の勤務
- ③ 奨学金を受けた期間が2年を超え3年までの奨学生…4年間の勤務
- ④ 奨学金を受けた期間が3年を超え4年までの奨学生…5年間の勤務

(2) 業務上の死亡又は心身の故障のため、介護業務が継続できなくなったとき。

#### **第16条（奨学金の取消し及び返還）**

当法人は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する奨学金の貸与を取消すものとする。

- (1) 介護養成校を退学、除籍した場合又は卒業が不可能になった場合
- (2) 介護養成校の在学中に留年した場合
- (3) 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合
- (4) 奨学生が介護養成校において懲戒処分を受けた場合
- (5) 奨学生が本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (6) 故意による重大な違約があると認めた場合
- (7) 虚偽の申告その他不正手段によって奨学金を受けたことが明らかになった場合
- (8) 奨学生が死亡した場合
- (9) 就職を辞退した場合
- (10) 奨学金を受けた職員が、第15条第1項に定める期間勤務せずに退職し、又は解雇された場合
- (11) 奨学生が卒業後、介護福祉士国家資格を取得できなかった場合。ただし、翌年に再受験する意思表示があれば、1年間に限り取消しを猶予する
- (12) 奨学生が破産、民事再生その他倒産にかかる申し立て、又は、申し立てを受けた場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったか、奨学生につき、前号と同程度に信用状態が悪化したと認められる場合

2 前項により奨学金の貸与取消が決定した場合、すでに貸与した奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに原則として一括返済しなければならない。ただし、無利息とする。

#### **第17条（特例事項）**

奨学生の病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、理事長は、奨学金の返還額についてその一部を減額又は全部を免除することができる。

#### **第18条（雑則）**

本規程に定めのない事由が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が決定する。

#### **附 則**

この規程は、平成30年10月1日から施行する。